公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士認定試験施行規程

(平成３年３月８日制定)
(平成５年６月11日改正)
(平成８年12月13日改正)
(平成10年７月１日改正)
(平成14年４月27日改正)
(平成25年３月１日改正)
(平成25年４月１日改正)
(平成25年８月23日改正)
(平成26年11月28日改正)
(平成27年８月７日改正)
(平成28年４月１日改正)
(平成29年８月18日改正)

(目　的)
第１条　公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度(以下「検査士制度」という．)規則第５条に基づき，検査士制度の認定試験はこの規程により施行する．
(定　義)
第２条　この規程において「本委員会」とは，公益社団法人日本超音波医学会超音波検査士制度委員会をいい，「委員長」とは，本委員会の委員長をいう．
２　この規程において「検査士」とは，公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士をいう．
３　この規程において「専門医」とは，公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医をいう．
(受験資格)
第３条　認定試験を受験する資格のあるものは，検査士制度規則第６条の条件を満たす者とする．
(申　請)
第４条　検査士の認定試験を受けようとする者は，会誌に公示する期日中に，下記の書類を理事長に提出しなければならない．
一　超音波検査士認定試験受験申込書
二　超音波検査士認定試験個人票及び受験票
三　超音波検査実績及び同証明書
四　専門医または指導検査士(消化器・泌尿器・産婦人科領域に限る)の１名による推薦状
五　看護師免許証(写)，准看護師免許証(写)，臨床検査技師免許証(写)又は診療放射線技師免許証(写)
六　日本超音波検査学会の会員歴が受験資格に必要な者は，同会の発行する証明書
ただし，第１号，第２号，第４号，及び第５号は，所定の様式に従うこと．
第５条　受験者は，受験料として20,000円を納付しなければならない．
２　既納の受験料は，いかなる理由があっても，返却しない．
(試験委員)
第６条　委員長は，認定試験を行うに当たり，試験委員会を組織し，これを統括する．
第７条　試験委員は，委員長が推薦し，理事長が委嘱する．
第８条　試験委員は，氏名を公開しない．
第９条　試験委員会は，認定試験を実施し，合否の判定を行い，結果を本委員会に報告する．
第10条　試験委員の任期は，当該試験の業務が終了までの期間とする．
(改　廃)
第11条　この規程の改廃は，本委員会の発議により規約担当理事の議を経て，理事会の承認を得なければならない．

附　則
この規程は，平成３年３月８日から施行する．
附　則
１　この規程の改正は，平成５年６月11日から施行する．
２　平成６年(第９回)に受験する者については，本学会認定超音波検査士制度規則第６条第３号の規定にかかわらず，受験を希望する臨床領域で超音波検査150例以上の経験，又は平成５年12月31日までに超音波検査３年以上の臨床経験を有することを受験の条件とし，本規程第４条第４号の規定にかかわらず，前者にあっては超音波検査実績及び同証明書を，後者にあっては臨床経験証明書をそれぞれ所定の様式により提出するものとする．
３　日本超音波検査学会は，平成７年４月１日付で日本超音波医学検査研究会から名称変更された．この規程の改正は，平成８年12月13日から施行する．
４　この規程の改正は，平成14年４月27日から施行し，平成14年３月１日より適用する．
５　この規程の改正は，平成25年３月１日から施行する．
６　この規程の改正は，平成25年４月１日から施行する．
７　この規程の改正は，平成25年８月23日から施行する．
８　この規程の改正は，平成26年11月28日から施行する．
９　この規程の改正は，平成27年８月８日から施行する．
10　この規程の改正は，平成28年４月１日から施行する．
11　この規程の改正は，平成29年８月18日から施行する．